

國學院大學學術情報リポジトリ

加瀬直弥著 『平安時代の神社と神職』

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国史学会 公開日: 2024-05-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 柳田, 甫, Yanagita, Hajime メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000419

世代以降の王権継承争いと蘇我氏内部の族長権争いである。蘇我氏との婚姻の有無に好対照を見せる敏達系と用明系を、百濟宮家と斑鳩宮家と呼んで、王権継承争いを説明する試みは新鮮であるが、「上宮」が斑鳩宮を指す語ではないという指摘には従えない。著者の挙例も、むしろ斑鳩宮が上宮と呼ばれていたことを積極的に支持する根拠となると評者は考へる。

さて、「孤立化・独善化」の問題に戻ると、王権継承争いに加わる中で、それが進行したということになるのである。果たしてそうだろうか。評者は、権力闘争の背後に政策論レベルの問題が潜む可能性を常に疑ってみるべきではないかと考へている。蝦夷・入鹿の「孤立化・独善化」は、単なる権力欲によって進行したのであるか。評者は、この問題は七世紀半ばという政治状況の中で考察されるべきだと考へる。一般向けの限られた紙数のなかで、政策論レベルの議論を展開させる余裕がなかったのかもしれない。しかし、その時代の諸条件に規制された存在として、「等身大」の蘇我氏を描こうとするならば、国家形成期を画す時代を生きたこの一組の父子が、国政にどのように取り組もうとしたかを考へることは必要なことであろう。改めて、著者の考へる蝦夷・入鹿父子の「孤立化・独善化」の道程が示されることを強く要望し、本書紹介の一文を閉じることとする。

(宮城学院女子大学学芸学部教授 大平聡)

加瀬直弥著

『平安時代の神社と神職』

柳田 甫

はじめに

本書は加瀬直弥氏が、これまで公表してきた論文一〇編に新稿五編を加えて編んだ論文集である。著者は、國學院大學大学院在籍時に古代の神階制度に関する共同研究に参加し、また同大学の二十一世紀COEプログラム「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」にも従事するなど、歴史学的・実証的な神道史研究に携わってきた。本書はこれら調査研究の成果をふまえ、平安時代における神社という場のあり方や、神社との関わりの中で神職がいかなる役割を果たしたのか、それらは時代の推移によってどのように変化し、あるいは維持されたのかという課題を設定し、史料の丹念な分析に基づく実証的手法によって検討を加えている。

本書評では、全体の構成と各章の論旨を概観したうえで、本書の特長と、それに対する二、三の疑問・批判を述べていくことにする。

一、本書の構成と概要

まず本書の構成を以下に示す。

序章 本書の刊行趣旨と構成（新稿）

第一部 神社修造と神職

第一章 平安時代の神職と神社修造（新稿）

第二章 古代神社の立地と神祇観

第三章 古代の社殿づくりと神宝奉獻

第四章 平安時代前期における神社への神宝奉獻

第五章 奈良時代の神社修造

第六章 平安時代中期の七道諸国における神社修造の実態

第七章 平安時代中期の賀茂社司

第八章 奈良時代・平安時代前期の神社と仏教組織

第二部 神社の社格と神職

第一章 平安時代の諸国における神社の社格（新稿）

第二章 文徳朝・清和朝における神階奉授の意義

第三章 康和五年官宣旨に見る神祇官と地方神社

第四章 平安時代後期の神職補任

第五章 源頼朝と一宮（新稿）

終章 平安時代の神職の特質と神社の展開（新稿）

第一部第一章「平安時代の神職と神社修造」では、神社修

造における神職の立場について、時代の流れに沿った整理概観をおこなっている。神社祭祀において朝廷は、時に崇りや災害をもたらす神祇との接触を避け、神の意を直に受ける神職を介在させることで距離を保とうとしたのであり、神職は祭祀における独立性が確立されていたと説く。このような仕組みは神社維持においても同様であり、弘仁二年（八一）九月二十三日付太政官符・同三年（八一）五月三日付太政官符（いずれも『類聚三代格』巻一神社事）によって、神職が神社修造の実質を担い、それを国司が監督し、非常時には朝廷が対応するという原則が確立し、平安時代における基本原則になっていくとする。

第二章「古代神社の立地と神祇観」では、古代の人々がどのような神祇観を有し、それが神社の立地にいかなる影響を与えたのか、九世紀までの文献史料にみえる神社の立地状況から検討している。古代神社の立地は、大まかな選定ではまつりにふさわしい場を自然地形にあわせて設定し、詳細な場の選定に際しては、神祇の領域と人の生活圏とのバランスを取った場所に神社が建てられるという傾向を指摘する。そして両者はいずれも、人間生活と隔絶した神祇のための領域を設けようとする意識が窺われ、その背景には、神祇の領する地域を侵すことが、人に災いを及ぼすという神祇観が影響していたとする。

第三章「古代の社殿づくりと神宝奉獻」では、神社修造と神宝奉獻の関係を分析することで、これらの営みに対する朝廷の認識を読み解く。ここでは『延喜式』春日祭・平野祭祀詞を取り上げ、そこにみえる社殿修造と神宝奉獻との関連性を指摘し、朝廷が両者を一体のものとして捉えていたことを述べる。そのうえで、原則として神社の修造は神職が担ったのであり（本書第一部第一・五・六章）、朝廷が社殿づくりに関わる春日・平野両社の事例は、天皇と関わりあいの深い神をまつるがゆえの特別の営為であり、朝廷神社祭祀の典型的事例ではないことを確認する。

第四章「平安時代前期における神社への神宝奉獻」では、神社へ奉獻される神宝の具体的な内容や、神宝がどのように用いられていたのかを検討している。平安時代前期における神宝奉獻は、律令制度の祭儀としておこなわれるものではなく、天皇と密接に関わる内々の神事であった。これが宇多天皇の代に至り、一代一度大神宝使発遣の儀として継承され、発展したとする。その神宝の品目は、武器や鏡・玉など容姿・装飾に関わる道具や紡織具が中心であることから、強力な武力をもたらし、財産を殖やすために神威を高めようとする意識が、古代の神まつりの目的の一つであったと説く。

第五章「奈良時代の神社修造」では、奈良時代の神社修造に対する朝廷の関与について考察している。奈良時代の神社

修造は、原則として神社の神職が負担し、朝廷の関与や正税支出については、一時的・例外的なものであった。この原則は奈良時代末期から平安時代初頭にかけての神社制度の整備においても一貫して維持され、以後、神社側の人々が修造の一次的な責任を負う定めは江戸時代まで続く社会通念になっていくとする。

第六章「平安時代中期の七道諸国における神社修造の実態」では、延長四年（九二六）を契機として朝廷が神社修造の責任を負うようになり、神職は行政に携わる社司としての性格を持つようになるとする山本信吉説（『神社修造と社司の成立』（山本信吉・東柳史明編『社寺造営の政治史』所収、思文閣出版、二〇〇〇年））を検証するため、十世紀から十一世紀前半の畿外諸国における神社修造と、そこでの神職と国司の関係について分析している。結果として、第一章で述べられた「神社側による修造」の原則が平安時代中期においても受け継がれていることを確認し、この時期の大きな変化は制度面にあるのではなく、神職層が朝廷に意識される程度の修造能力を自らつけた状況にあったと結論づけている。

第七章「平安時代中期の賀茂社司」では、中世移行期における神社と神職の変遷を明らかにするため、寛仁元年（一一〇一）の賀茂社への神領寄進を通して、平安時代中期における賀茂社司の分析をおこなっている。賀茂社司は神社の穢を

回避するため、早くも九世紀初頭には神社周辺地域に対して一定の監督権限を有していたが、さらに十世紀半ばごろからは、朝廷の組織的な一員という面と、地域と深い関係にあるという性格がより強化されて十一世紀に至ったとする。

第八章「奈良時代・平安時代前期の神社と仏教組織」では、仏教と神社の関わりを明らかにするため、神宮寺をはじめとする神のために創建された寺院について分析を加えている。当該期の神社における仏教の展開や神仏関係の深化には、国司および国司と密接な関係を有していた寺僧組織の働きがあったとする。そして朝廷は、そのような動きを認めつつ、神宮寺等のための包括的な制度を設けることはせず、古代における神仏関係は、個々の神社に関わる人々が主導して、その現状に則した形で深化していったことを指摘している。

第二部第一章「平安時代の諸国における神社の社格」では、平安時代における神社の社格について概括している。平安時代の神社の位置づけは、平安前期に構築された神階の秩序に基づいており、のちの預大神宝社の選定や国司の神祇行政にも大きな影響を及ぼしたとする。

第二章「文徳朝・清和朝における神階奉授の意義」では、文徳・清和期における朝廷の神階に対する意識・政策について検討している。この時代の神階奉授は大きく二通りに分けられ、一つは承和年間（八三四～四八）からみられる国司の

要請による個別奉授で、件数こそ多いが、中央が積極的に奉授する対象ではなかった。もう一つは天下の大社・名神を対象とした嘉祥三年（八五〇）や貞観年間（八五九～七七）の奉授で、こちらは中央の積極的な意思が認められる。大社・名神は朝廷祭祀に預かる神祇であり、神階奉授によって神威の高揚を図ったとする。そして斉衡三年（八五四）には、三位以上の神社の神職に対する把笏規定が設けられた。これにより神階に基づく神社の秩序が、神職および神職が執りおこなう神事・祭祀にも反映されることとなり、神階の有する役割は、単なる神威高揚から新たな祭祀制度の基準をなすものへと変化したことを論じている。

第三章「康和五年官宣旨に見る神祇官と地方神社」では、康和五年（一一〇三）六月七日付官宣旨（『朝野群載』卷六神祇官）の分析から、一宮の成立と朝廷の神祇政策との関連性を論じている。著者は、預大神宝社が存在しない国の神社に集中して一宮の呼称がみられることに注目し、預大神宝社が全国的な規模を持つ最重要の朝廷祭祀制度の対象であったのに対し、一宮にはそのような全国一律の朝廷祭祀が存在しない、すなわち中央の信仰との関係が薄いことから、従来の神祇制度のもとで重い扱いを受けていない神社が、その地位向上を図ろうとして一宮の呼称を得ようとした可能性を指摘する。そのうえで、地方神社と神祇官を結びつける契機となっ

たのが康和五年官宣旨であり、一宮成立において神祇官の果たした役割が大きかったことを述べる。

第四章「平安時代後期の神職補任」では、平安時代後期における神職の身分的位置づけを明らかにするため、当該期の神職補任に関する神祇官移の検討をおこなっている。著者は神祇官移による神職補任について、この時期の在地社会は国司の影響力が強まっていたが、神祇官は国司とは別の立場で神職補任をおこない得たのであり、神社側もそれを重要視していたと評価している。ただし、諸社の神職補任に際して、必ずしも神祇官移を必要としなかったこと等に触れ、神祇官は、あくまでも数ある神職補任の窓口の一つとして認識されていたことを付言している。

第五章「源頼朝と一宮」では、建久五年（一一九四）に源頼朝が下した一宮修造命令を手がかりとして、鎌倉幕府の神社行政に占める一宮の位置づけを分析している。著者は建久五年前後を、頼朝から頼家への継承体制を固めるため、新たな諸国統治の体制の構築が図られた時期と評価する。幕府による行政組織の再編は、神社行政を軸として一宮単位で進められたのであり、そのために一宮修造が命じられた。また一宮は国衙組織との関係性が密である一方、国衙との関係にかかわらず、幅広い人々が関与できる開かれた存在であるとして、その特質に頼朝が注目し、国内の統治強化に利用した可

能性を指摘している。

二、本書の特長と問題点

本書の特長は、日本古代における神職の役割や神社の展開過程を、歴史学の手法に基づいて実証的に分析している点にある。かかる研究姿勢のもと、神職による神社修造の実態や神社社格の形成・変遷を、平安時代を中心として奈良時代から鎌倉時代初期にわたる長期的な視野で検討する試みは他に類をみず、本書を世に問うことの意義も、その点にこそあるだろう。

本書のなかで著者が強調する事柄は、およそ次の二点に絞られよう。一つは平安時代における神社修造のあり方について、修造の実質を担ったのは神職をはじめとする神社側の人々であり、朝廷・国司の関与は例外的な措置であったとする点である（第一部第一章）。この修造形態は弘仁初年の官符によって原則化され、江戸時代まで維持されていく。

いま一つは、平安時代における神社社格の形成に、神階が大きな役割を果たしたとする点である（第二部第一章）。神階に基づく神社秩序（神階社制）は、平安時代前期の文徳・清和期に構築され、のちの一代一度大神宝使発遣に預かる神社選定にも大きな影響を与えた。この預大神宝社の制度的な変化が一宮成立の契機となった（第二部第三章）ことをふまえ

れば、平安時代の神社制度に占める神階の重要性が理解できよう。

右の主張には首肯できる部分も多いが、気になる点や問題もないわけではない。以下では、本書が抱える課題や疑問点について、評者なりの批判を加えていく。

1. 神社修造と国司の関与

著者は神社修造における国司の役割について、監督責任を強調し、修造の実質はあくまでも神職が担ったとする（第一部第一・五・六章）。法的な原則という意味では、この理解に異論はない。ただし、著者も指摘するように、弘仁初年の官符を以て神社に公的性格が付与されたこと（第一部第一章）、すなわち国府や正倉などと同じく官舎の一種とみなされたこと（小林宣彦「神社（社殿・社地）概説」〈神道・神社史料集成データベース〉）に留意すべきではないか。国司交替時に官舎が破損していた場合、その修造は後任国司が実施することが定められており、破損が中破以上るときには、前任国司がその修造費用を負担し、修造が終わるまで解出状の発給が停止された（『貞観交替式』天長二年五月二十七日、定官舎雑物破損大小事）。この点、修造を闕怠した現任神職への罰則が、追位解官や決杖のみで修造義務を課せられていないことと対照的である（『類聚三代格』卷一神社事・弘仁三年五月三日付

太政官符）。

また弘仁八年（八一七）十二月二十五日付太政官符（『類聚三代格』卷一神郡雑務事）では、伊勢国多度・度会の両神郡における神社修造について、国司が刑罰権を持たないために、神職・神戸百姓が神社修造を闕怠するので、以後は刑罰権を持つ大神宮司に神郡雑務を預からせることを定めている。これは神社に公的性格が付与されて間もない時期のことであり、かつ神郡という特殊な事例ではあるが、国司による決罰が神社修造に果たした役割の大きさを物語る記事といえよう。

さらに、神社社殿が国司神拝と密接な関係を持つており、神社の維持には国司の関与が欠かせなかったとする指摘（有富純也「神社社殿の成立と律令国家」〔『日本古代国家と支配理念』所収、東京大学出版会、二〇〇九年〕）をもふまえれば、神社の維持・管理に占める国司の役割は、必ずしも著者が述べるような「例外的」なものではなかった可能性がある。著者は、神社修造を神社側の人々が負担するという原則を実態としてとらえようとするが、神社を含む諸官舎の修造を命じた官符が九世紀を通じて繰り返して下されている事實は、神職による修造が必ずしも円滑におこなわれなかったことを示すとも考えられないだろうか。

2. 神社社格と二十二社

本書が分析対象とする神社は、春日・平野・賀茂社等の数例を除き、多くが畿内の地方神社であり、のちに二十二社と称される畿内の有力神社や、律令神祇制度の筆頭に位置づけられる伊勢神宮は検討の範囲外にある。

伊勢神宮の除外については、著者自身が「同宮はいうまでもなく別格であり、修造の面からすると、原則が当てはまらない」（二九六頁）ためと断っている。また本書には収められていないが、著者は「平安中期・朝廷とかかわりの深い神社の修造―その制度的変遷―」（『政教研紀要』二八、二〇〇六年）のなかで伊勢神宮の修造にも言及しているので、ここではひとまず措くこととする。

次に二十二社については、その構成が奈良時代以前から朝廷と密接な関係にあった神社や、摂関家藤原氏との関係が深い神社など、選定理由が一律ではなく、本書が設定する「多様性に留意する中で、神社の共通点をいかに見出せるか」（二頁）という方針と合致しないために除外されたものと思われる。しかし二十二社は、朝廷による春秋二季の祈年穀奉幣に必ず預かり、地方でも勧請されて信仰を集めるなど、きわめて重要な社格と認識されていた。したがって平安時代の神社社格を論じる際に、この二十二社の検討を欠くことは、いささか物足りなさを覚える。

これに加えて、神階による神祇秩序は、十世紀中ごろ以降、中央では二十二社制へ、地方では国司による国内の神々掌握体制（国内神名帳の作成）へ転換するとの指摘がなされている（三宅和朗「古代祝詞の変質とその史的背景」〔『古代国家の神祇と祭祀』所収、吉川弘文館、一九九五年、初出一九八六年〕）。二十二社の構成には、大原野・吉田・祇園社のように非官社にして神階を持たない神社（非神階社）が含まれていた。これについて三宅和朗氏は、十世紀中ごろを境に、中央（畿内）において極位に達した神社が増加したため、神階による序列化の持つ意義が低下し、その結果、神階にのみ基づかない新しい社格として二十二社制が創始されたのではないかとする。

著者は、十世紀中ごろ以降における神階の意義低下や形骸化について、九世紀中ごろに比して神階奉授の効果が薄れたことを認めつつ、塩津港遺跡出土の起請文木簡（一〇号木簡・平治元年（一一五九）等の検討から、平安時代末期においても神階による神祇秩序が形骸化していなかったことを論じている（第二部第一章）。この主張に関しては評者も同意見であるが、前述した二十二社中に見える非神階社のように、神階による神祇秩序に拠らずとも社会的・政治的地位を獲得できる神社が現れたことは、神階社制の限界と、それに替わる社格が求められたことを表していると考えられる。

神階社制の意義が薄れていく十世紀中ごろという時期は、著者によれば、承平・天慶の乱の収束期であり、朝廷が神祇に対する意識を増大させ、神威による朝廷の守護が期待された時代でもあった（第一部第七章）。このような神威重視の時期にあたり、神階奉授に替わって神威高揚をなしたのが、二十二社への奉幣ではなかつたらうか。

おわりに

以上、本書の概要を紹介するとともに、著者の主張に対する卑見を述べた。誤解や誤読もあるうが、著者ならびに読者諸賢のご海容を請いたい。

本書は、その書名にあるように平安時代を主たる分析範囲とするが、得られた結論は中世以降の神社・神祇制度をも見通したものであり、古代史に留まらない幅広い分野の読者に、一読をお薦めする次第である。

（二〇一五年三月刊、三〇〇頁、吉川弘文館、定価一〇〇〇〇円、税別）

佐藤孝之著

『近世山村地域史の研究』

原 淳一郎

待望の一書が刊行された。「結び」で紹介されているように、本書のもととなった論文は一九八四年から二〇〇〇年までの間断続的に発表されてきたものである。本来であれば、もっと早く世に問われていても可笑しくないものであったが、「あとがき」で触れられているように、群馬歴史民俗研究会が主体となった奥多野歴史民俗調査団の共同研究の一環でおこなわれた上野村での調査最終日に起こった日航ジャンボ機墜落事故によって山中領と疎遠となったこと、また一方でより以前のフィールドであった遠江国のフィールドでの諸研究をまとめられたこと（『近世前期の幕領支配と村落』巖南堂書店、一九九三年）、その後始められた入寺慣行の諸研究をまとめられたこと（『駆込寺と村社会』吉川弘文館、二〇〇六年）もあって、二〇一三年となったものと推察する。

二〇〇八年、著者より山中領での調査にお誘いいただき、坂本達彦氏、宮坂新氏と共に上野村へお供した。その調査は、